

## 税務署からのお知らせ

### 1. 令和2年分所得税等の申告・納付期限の延長について

令和2年分所得税等の申告・納付期限が、次のとおり延長されました。

#### ● 申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税 4月15日(木)

※振替納税の振替日についても延長されておりますので、  
国税庁ホームページ等をご確認ください。

### 2. スマートフォンを利用した e-Tax について

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取に対応したスマートフォンをお持ちの方は、ご自宅で申告書の作成から e-Tax による送信ができます。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方も、税務署から発行された e-Tax 用の ID とパスワードをお持ちであればスマートフォンを利用した e-Tax がご利用いただけます。

パソコンをお持ちでない方も、スマートフォンを利用したご自宅からの e-Tax を是非ご利用ください。

### 3. 記事に関するお問い合わせ

喜多方税務署 TEL 0241-24-5050

(音声ガイダンスに従い「2番」をお選びください)